

刑弁でGO!

第41回

トピック

「控訴審の弁護活動」を受講して

—平成23年度・第16回秋季弁護士研修講座—

会員 酒田 芳人 (64期)

同 高木 優加 (64期)

同 橋本 佳子 (64期)

1 序

登録当初は、漠然と「捜査段階・第一審での弁護活動の経験をいくらか積んだならば、控訴審の弁護活動も担当することになるだろう」と考えていた。しかし、実際に刑事事件を受任するようになると、少しでも早く控訴審弁護の基礎を身に付けておく必要があると思うようになった。以下は、大橋君平会員（刑事弁護委員会副委員長、55期）による「控訴審の弁護活動」に関する講義の概要と、受講後の感想である。

2 講義概要

(1) 特色

① 新たな視点や証拠の発見・創出

原判決を覆すためには、原審で顕れた事実を元に、そこに新たな証拠を加えたり、新たな見方を具体的に示すことで、原審と異なる判断を導く主張をする必要がある。

② 書面の重要性（訴訟記録の検討、趣意書の起案等）

控訴審では、原審の訴訟記録とそれに対する不服を説得的に論じた控訴趣意書が、まず判断の基礎となる。

③ 裁判所の視点による原審弁護活動の検証

原判決を乗り越えるためには、まずは裁判所の視点で、原審がいかなる発想で判決文を書いたのかを改めて考えなければならない。

(2) 控訴審の弁護活動

ア. 控訴理由の書き方：否認事件であれば事実誤認、自白事件であれば量刑不当が中心的な控訴理由となる。控訴理由の構成を考えるときは、まず、①原判決書の点検、②身柄関係書類・公判調書・証拠等関係カードの点検、③判例調査、を機械的に行うことによりスクリーニングすることが有効である。

イ. 事実誤認の主張：控訴審は事後審であるという点を意識しながら、原判決の説示内容のうちどの点が経験則・論理則に反するといえるのか、訴訟記録や

訴訟外の事情をもとに具体的かつ説得的に論じなければならない。

ウ. 量刑不当の主張：原判決による情状事実の認定や評価に対して反論を加えることが必要となるが、実践的には、原判決後の情状を積み重ねることが弁護活動の重要な部分を占めることが多い。

エ. 事実取り調べ：控訴趣意書の主張を裏付ける証拠で、訴訟記録にないものは、事実取り調べ請求を行う。このとき、立証趣旨と証拠調べの必要性を丁寧かつ明確に主張する。

3 感想

(1) 控訴審特有の注意点

控訴審特有の注意点等講義で初めて聞く事項も多かった。たとえば、①裁判所での記録閲覧により様々な情報が得られる、②控訴趣意書提出期限の延長申請は、早い段階で行うよりも、準備の具体的な進捗状況を踏まえ、期限の少し前に行う方がよい、③控訴審での再保釈中に実刑判決が言い渡された場合でも直ちに収監されない取扱いもある、等である。

(2) 控訴審の醍醐味

受講を終え、控訴審弁護に特有のやりがいを感じた。一審判決は訴訟記録に基づいて書かれている以上、職業訓練を受けた裁判官が同じ記録に基づき判断すれば、同じ結論に至る可能性が高い。だからこそ、まずは弁護人目線での訴訟記録の検討に加え、裁判官の視点を意識することで、重要な証拠に注意を促し、他方、新たな証拠の採用を求め、異なる判断を導くのである。

裁判員裁判を中心に、第一審の刑事弁護は注目されることが多いが、控訴審についても、新しい時代に相応しい刑事弁護ができるよう研鑽を積みみたい。

*参考文献

石井一正『刑事控訴審の理論と実務』判例タイムズ社 110頁以下

初めての当番弁護士

釧路弁護士会会員 菅野 律哉 (63期)
(元東京弁護士会会員・2011年度 多摩支部刑事弁護委員会委員)

1 当番弁護デビュー

弁護士になって間もない2011年2月中旬に、初めての当番弁護が配点されてきました。

罪名は暴行で、よく行くスナックで酒に酔って店員とトラブルになり、そのママの顔を殴ってしまったという事案でした。

この事件は2件目か3件目の刑事事件で、まだ接見も不慣れでしたが、ひとまず初回接見では、被疑事実には争いがないこと、仕事はしているが逮捕以来無断欠勤が続いていること、東京には身寄りはいないが東北に姉がいることなどが分かりました。初回接見の時点ですでに勾留決定が出ていましたが、被疑者には前科もなく、私は、早期に被害者と示談をし、勾留延長させずに起訴猶予になれば、と何となく考えました。

2 準抗告デビュー

初回接見を終え、私は一度事務所に戻ったのですが、ふと、人を殴ってしまったとはいえ相手に怪我をさせているわけでもないし、住居も仕事も定まっているのに、どうして当たり前のように勾留されているのだろうと思いました。

新人研修でもらった資料を読み直し、事務所の先輩にも相談した結果、この件は勾留を争わなければいけない事案だということを確認し、早速初めての準抗告の準備に取り掛かりました。

先輩から、実際に準抗告が認められた決定を見せてもらい、それを参考にしながら、「被害者には接触せず、捜査機関の呼出には応じます」という本人の誓約書、被疑者の姉に振り込んでもらった示談資金の振込明細、被疑者が勤めている会社のホームページを印刷したものなどを疎明資料として準備しました。

被疑者が独り暮らしで近くに身元引受人がないこ

とが気がかりでしたが、東北にいる被疑者の姉と電話で話し、「今後は私が定期的に被疑者に電話をして生活の様子を監督します」という内容の電話聴取書を作り、それを身元引受書代わりに提出することにしました。

また、職場の上司に、引き続き雇用をしますという内容の上申書の作成を頼みましたが、冷たく断られてしまい、それは叶いませんでした。

3 準抗告認容

初回接見の翌日の夜に準抗告の申立をし、電話面談の希望を一緒に出したところ、次の日に裁判官から電話があり、被疑者の姉から振り込まれたお金は示談金の資金という趣旨で間違いはないかという確認などをされました。

その後、再度裁判所から電話があり、準抗告は無事に認容されました。

決定では、被疑者が誓約書を提出していること、示談金を用意していること、姉が定期的に被疑者に連絡を取って監督すると約束していることなどから、勾留の必要性がないと判断されていました。

4 釈放後

釈放された被疑者を警察署まで迎えに行くと、被疑者はとても嬉しそうに出てきて、こんなに早く出られるとは思わなかったと言っていました。

被疑者と私は、親子くらい年が離れていたのですが、被疑者は何度も感謝をしてくれ、私も一安心でした。

結局、被害者とは示談ができず、罰金処分になってしまい、残念でしたが、せっかく第1号の準抗告が認められたので、これからも積極的に身体拘束からの早期解放にチャレンジしていこうと思います。